

平成29年度事業計画

1 方針

滋賀県は、琵琶湖をはじめとする豊かで美しい自然を有している。県土のおよそ2分の1の面積を占める森林は、人工林、天然林が相まって四季折々の景観を見せているだけでなく、生命の源である清らかな水を養い、県土を保全して、人間や多くの生き物の命を支えている。

こうしたことを背景に滋賀県では、琵琶湖森林づくり条例に基づき「琵琶湖森林づくり基本計画」が策定され、この計画に沿って環境に配慮した森林づくりおよび県民の協働による森林づくりが推進されている。また、琵琶湖の保全と再生、水源となる森林の保全整備等に取り組む「琵琶湖保全再生法」の施行、さらに「水源森林地域保全条例」により、水源森林地域の適正な土地利用に向けての取り組みとして土地利用移転等の事前届出制度もスタートした。

一方、国においては、東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生や森林・林業の再生の加速化が進められている中、被災地域の防災林の整備や生活地域周辺の緑化への支援として、(公社)国土緑化推進機構と47都道府県緑化推進委員会が協力して、「緑の募金」を活用した「東日本大震災復興事業」を実施し、また昨年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に向けても、熊本地震復興事業に取り組んでいる。

こうした中で、今後も「緑の募金」による財源をもとに、自主・自立的経営を県民・企業・団体等の理解と協力を得ながら、緑の募金の一層の普及・啓発と安定した収入による緑化事業の充実を図るとして、「中期経営計画」(平成26年度～平成30年度)(以下「中期計画」という。)の3つの経営戦略方針に基づき、平成29年度も円滑な組織運営・事業運営を確保し、「緑の募金」と森林・緑づくり活動の浸透を図るとともに、緑豊かな県土づくりを県民の協働により進めることを目指し、次の事項に重点をおいて事業を展開することとする。

- (1) 「緑の募金」の趣旨とともに、森林・緑づくりの大切さを啓発し、県民の緑化意識の高揚に努める。
- (2) 地域住民等による森林づくりの取り組み、森林ボランティア等による自主的な活動、また里山等の保全の取り組みを進める団体の活動を支援するとともに、支援を受けた団体等に対しては「緑の募金」啓発活動に積極的な参加を要請するものとする。
- (3) 地域住民等により行われる学校、公園、街路等の公共施設を中心とした植樹活動を支援し、身近な緑づくりを推進する。
- (4) 緑の少年団指導員の資質の向上により、緑の少年団等の育成と活動の活性化を図り、次代を担う青少年の森林や緑づくり、環境活動等に対する理解と関心を高め、実践力の養成に努める。
- (5) 森林・緑づくりは、地球的視野に立った取り組みが必要であることから、国際的な緑化活動の推進と啓発に努める。
- (6) 公益財団法人として透明性の高い経営の推進を図るため、適切な事業内容による組織運営とホームページをはじめ、様々な広報媒体の活用による情報公開の一層の推進に努める。

2 全体事業計画

(1) 森林・緑づくりの普及・啓発

1) 緑の募金

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」および「中期経営計画」に基づき、年間6,000万円を目標に、春期は4月～5月、秋期は9月～10月を募金活動期間として、県および市町緑化推進委員会ならび関係団体等との連携のもとに、「緑の募金」運動を展開する。特に、マッチング手法による企業募金および職場募金活動に積極的に取り組む。

2) 「山を活かす・山を守る・山に暮らす交流会2017」への参画

びわ湖水源のもりづくり月間(10月)の期間中に、県主催で眠っている森林資源を活用して、就労と地域の活性化を図るために開催される「山を活かす・山を守る・山に暮らす交流会2017」に参画して、広く県民への緑化意識の啓発を行う。

3) 緑化啓発コンクールの実施

緑化啓発のための標語コンクール、その他のコンクールを実施する。

4) 緑化相談の実施

当会または県主催の催し等の場に「緑化相談所」を開設、また市町等の各種イベント等に「緑化相談員」を派遣し、緑化に関する相談に応じる。

5) 募金活動等の総合的推進

市町緑化推進委員会が行う募金活動およびこれに基づく森づくりや緑化の推進に関する事業にかかる運営経費(啓発活動費、事務費等)に対して助成し、事業の総合的な推進を図る。

6) 啓発活動の総合的推進

募金啓発活動が円滑かつ効果的に推進できるよう、総合的に企画運営するとともに、各地域の実情に即した森づくりや緑化が推進されるよう努める。

当会の事業および緑の募金の実績とその使途等について、広報誌の発行、ホームページへの掲載などにより広く緑化推進に関する普及・啓発に努める。

国土緑化推進機構および近畿地区緑化推進協議会との連携による募金啓発活動を進め、幅広い啓発に努める。

その他できるだけ機会を捉えて、各種の報道媒体に「緑の募金」や森づくりおよび緑化の推進に関する資料等を情報提供し、当会の事業および緑化の重要性について、わかりやすい啓発に努める。

(2) 森づくりの支援

かん

木材生産のみならず、水源の涵養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止ならびに生物多様性の保全などの多面的機能を有する森林を整備、保全、活用する地域住民やボランティア等の取組みを支援し、県民協働による森づくりを推進する。

なお、支援を受けた団体等にあっては、「緑の募金」啓発活動に積極的に取り組むものとする

1) 「ふれあいの森づくり」の支援

地域住民の語らいや休養の場となる森林、結婚・出産等人生の節目となる出来事を記念して植樹する森(記念の森)、ドングリ等の実のなる木の植樹など生き物の棲みやすい環境をつくる森(生き物を育む森)、地域の児童、生徒などの自然観察、野外学習等の場となる森(森遊の森)など、様々な形で地域住民等がふれあう森づくりに取り組む活動を支援する。

2) 「学校林づくり」の支援

学校教育の一環として、県で実施されている体験型森林環境学習「やまのこ」事業などを活かして実施される学校林の植林や手入れ等の活動を支援し、次世代を担う青少年の森づくりや国土保全、環境問題等に対する関心を高め、森林・林業への理解を深める。

3) 「協働の森づくり活動」の支援

県民が協働・連携して行う森づくり活動を支援し、森林づくりの推進を図る。

① 上下流連携による協働の森づくりの支援

上流域である森林所有者等の団体と下流域の住民団体等が連携して行う水源域の森づくり活動を支援する。

② 公募による協働の森づくりの支援

森林ボランティア団体等が広く県民等に呼びかけ、公募によりその参加を求めて行う森づくり活動を支援し、協働の森づくりを進める。

③ 都市地域住民による森づくりの支援

都市地域住民の森林・林業への理解を深め、都市地域住民による協働の森づくりを推進する。

また、森林ボランティア活動の普及・啓発を図るための森林ボランティアの集いの開催を支援する。

(3) 身近な緑づくりの支援

地域住民等の協働により行われる身の回りの生活環境の緑づくりの活動が湖国緑化のための大きな活動につながることから、学校、公園等の公共施設を中心とする身近な緑づくりの活動を支援し、まちの緑づくりを推進する。

1) 生活環境の緑づくりの支援

学校等の公共施設および公園等の公共用地等の身近な生活環境において地域住民の参加により計画的に行われる植樹活動に利用される苗木を提供し、生活環境の緑づくりを支援する。

2) 緑のまちづくりの支援

幼稚園、小・中学校等および公園等の公共施設等において記念行事等として関係者の参加により行われる植樹活動であって緑化啓発効果が著しく期待できるものに対して、これに利用される苗木を提供し、緑のまちづくりを支援する。

3) 淡海の巨木・名木次世代継承事業の推進

県内の巨木・名木に焦点を当て、人々の心の支えやまちの顔あるいは地域の誇りとなっている樹木に必要な手当をするとともに、広く県民を対象に治療方法等の研修を行うことにより、生き生きとした樹木として次世代へ継承していく。

また、緑の文化遺産とも言うべき県内の巨木・名木に直接触れることによって、緑化思想の高揚と啓発を図ることを目的とした「巨木・名木巡りツアー」を平成29年度も春期・秋期の2回実施する。

※4) 桜の並木・森の造成

企業から桜の苗木の寄贈を受けて、公共施設や琵琶湖岸等への植栽を進め、国の花「桜」に親しみ、安らぎと潤いの感じられる集いの場を広げる。

※5) 学校、公共施設等の緑化

企業から寄贈を受けた緑化苗木を学校等の公共施設や福祉施設等に配布し、安らぎと潤いのある環境づくりを推進する。

※6) 平和の緑づくり事業

環境緑化に取り組んでいる企業から支援を受けて、小学校等の公共施設にシンボルツリーとして県の木(モミジ)の植栽および周辺の緑化整備を行うとともに、継続的な緑づくりに努める。

※7) ゴルファーの緑化促進事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会からの緑化協力金により、協力ゴルフ場所在地を中心とした公共施設に植樹等を行う。

※8) 学校環境緑化モデル事業

(公社)国土緑化推進機構からの「ローソン緑の募金」により、学校環境の緑化を通じて青少年の環境教育の推進を図る。

(※上記4)、5)は現物苗木受領のため、本会経理は未計上、6)は平和堂事業、7)、8)は緑化一般事業)

(4) 森林・環境活動の支援

森づくり活動を通じて環境学習や自然保護等に取り組み、森林・環境活動を普及し緑化意識を高めることに自主的・積極的に取り組む団体の活動を支援し、森林・緑づくりの啓発と推進を図るとともに、支援を受けた団体等にあつては「緑の募金」啓発活動に積極的に取り組むものとする。

1) 緑の少年団等の育成と活動強化

森林・緑づくりや環境保全の取り組みは少年・幼年時代からの森林・環境活動により培われることから、「緑の少年団」および「緑の幼年団」について、「緑の少年団サポーター」である県森林インストラクター会による少年団指導員の資質の向上を目指した研修等によりその新規結成と育成および活動の活性化を図る。併せて、交流会等の開催、各種大会への参加を支援する。

2) 森林・緑化活動団体の活動の支援

県民に対する森づくり・緑化推進に関する研修・啓発等による地域に根ざした人材を育成し、併せて「緑の募金」を圏域的に推進する森林・緑化活動団体の活動を支援し、森づくり・県土の緑化の推進を図る。また、里山等の積極的な保全活動を通じて地域の緑づくりや環境保全に継続的に取り組んでいるボランティア団体の活動を支援し、森づくり・県土緑化の推進を図る。

3) 事業所環境等の緑化推進に関する研修の実施

事業所およびその周辺や身近なまちの緑化の推進は地域環境に大きな影響を与えるものであることから、こうした緑化事業の効果的な実施を図るため、緑化関係者等を対象に緑化に関する知識・技術についての研修会を開催し、実践力の向上を図る。

(5) 国際緑化協力の推進

緑化に係る国際交流を進め、地球温暖化防止等を目指す緑化推進に努める。

1) 緑の国際交流会の開催

本県で学ぶ海外技術研修員等と本県の森林・林業関係者、森林ボランティア等との森林・緑づくりに関する交流会を開催し、親善交流を図るとともに、緑化についての国際啓発に努める。

2) 国際緑化協力団体への支援

(6) 情報公開の一層の推進および効果的な公益財団活動の研究

当会の業務運営の透明化および適正化を図るために、ホームページの充実とともに様々な広報媒体を積極的に活用し、情報公開の一層の推進に努める。

また、公益財団法人として理事会、評議員会、運営協議会の機能的な運営を図るとともに、当会事務局と県内5森林整備事務所(支所)の緑化地区担当および19市町の緑化推進委員会との連絡調整、意思疎通を円滑にするため、電子媒体等の有効活用による情報提供、意見、提案の場を設ける。

さらに、他府県の緑化推進会等の活動も参考にしながら、効果的な財団活動を研究していく。

3 推進体制

(1) 自主財源の確保

積極的かつ効果的な啓発活動による募金目標額の達成と基本財産の安全・確実な運用を図る。

(2) 進行管理と点検評価

1) 当計画の推進を図るため、

「PDCA型行政運営システム(計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－反映(Action)による進行管理に努める。

2) 毎年度、運営協議会で数値目標(緑の募金額)の達成度および事業の進行状況を点検し、事業の効果等について評価する。

3) 実施状況の公表

森林・緑づくりの普及・啓発や森林整備、緑化推進施策の実施状況は当会の広報誌“湖国「緑の募金」”やホームページ等を活用して広く公表する。